

平成28年熊本地震における木造仮設住宅の転用に関する研究その2：転用後の木造仮設住宅が果たす役割についての考察

瀏上, 貴代

九州大学大学院人間環境学研究院空間システム専攻：博士後期課程

東, 大貴

株式会社大建設計

末廣, 香織

九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

<https://doi.org/10.15017/4769752>

出版情報：都市・建築学研究. 39, pp.51-59, 2021-01-15. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



平成28年熊本地震における木造仮設住宅の転用に関する研究 その2 －転用後の木造仮設住宅が果たす役割についての考察－

Study on the diversion of temporary timber housing in 2016 Kumamoto earthquake, Part 2 － Consideration of the roles fulfilled by diverted timber temporary housing －

測上貴代*, 東 大貴**, 末廣香織***

Takayo FUCHIGAMI, Daiki AZUMA, Kaoru SUEHIRO

Temporary housing prepared for natural disaster is determined by law to be demolished two years later in the Japanese present system. However, for the 2016 Kumamoto Earthquake 683 out of 4,303 temporary housings were made of timber and some of them was diverted to permanent housings. In the previous report, we analyzed whether timber temporary housings were diverted or not according to former land use. In this study, we researched process of residents moving after diversion and details of renovation for diversion. Accordingly, we considered the roles fulfilled by diverted timber temporary housings every municipality.

Keywords : Temporary housing, Prefabricated light-steel housing, Timber housing, 2016 Kumamoto earthquake

応急仮設住宅, 軽量鉄骨造建物, 木造建物, 平成 28 年熊本地震

1. はじめに

1-1. 研究の背景

熊本地震で整備された応急仮設住宅（以下、仮設住宅）は4,303戸中683戸が木造で建設された。熊本県は、発災後すぐに一定数の仮設住宅を木造で供給すること、そして従来仮設住宅の基礎は木杭基礎であったが、木造の場合は鉄筋コンクリート造の基礎にすることを決定した^{注1)}。これは恒久的な住宅への転用にも可能な仕様であり、実際に熊本県では木造仮設住宅（以下、木造仮設）を解体せずに利活用されている。前報¹⁾で示した通りであるが、木造仮設住宅31団地中18団地が恒久的な住宅として転用された^{注2)}。

1) 住民の再建・引越に対する不安

現在の災害救助法で仮設住宅は2年間で取り壊されることが前提であるが、被災者は2年とはいえ暫定的にしか整備されない住環境に心身ともに苦しめられている。平成23年東日本大震災でも、被災者は仮設住宅から災害公営住宅等の恒久住宅へ移行することに対して、新しいコミュニティへの参加、家賃負担、再建先が不明瞭であることに不安を抱いている点が指摘され

ている²⁾。木造仮設がそのまま恒久的な住宅となれば、仮設住宅でつくられたコミュニティが維持でき、被災者の生活の変化に対する精神的な負担が軽減できる可能性がある。

2) 転用のための建物改修

熊本地震における仮設住宅は、一度に多くの木造仮設が恒久化された初めての事例であり、当初は仮設物として整備されたため恒久的な利用にあたって物理的な課題が多く生じている。木造仮設を恒久的な住宅として使用するため、各自治体で改修工事が行われているが、転用した住宅に対する位置付けが自治体ごとに異なっており、改修工事の内容や規模は様々である。

1-2. 研究の目的・方法

前報では、仮設住宅建設時における熊本県や各自治体の対応がその後木造仮設の転用の可否に及ぼした影響について分析した。建設地の選定は各自治体が行ったが、転用するための条件として元の敷地用途が重要であることを指摘し、敷地の特性による転用の可否について考察した。

本論は、木造仮設転用後の住民の引越し経緯や改修工事内容を調査することで、転用を前提とした木造仮設の整備方法に役立てることを目的とする。現行の制度において、仮設住宅が閉鎖された際に被災者の再建方法として考えられるのは、自宅の再建・購入、民間

* 空間システム専攻 博士後期課程

** 株式会社大建設計

*** 都市・建築学部門

賃貸住宅への入居の他に、国の補助によって建設される災害公営住宅への入居がある³⁾。熊本の事例では木造仮設が転用されたことによって、被災者の恒久的な住まいに選択肢が増えたこととなる。そこで、木造仮設を恒久的な住まいとして選んだ住民の属性や引越しの経緯、改修工事内容を調査することで、各自治体の政策の特徴を比較分析し、被災者の自立再建を考える上で木造仮設がどのような役割を果たしているのかについて考察する。

市町村ごとに仮設住宅の供給戸数や団地規模が異なるため、転用時の状況も大きく異なる。課題を正確に把握するためには各市町村による政策を詳細に調査する必要があるため、前報と同様に下記の調査を行った。

①熊本県 聞き取り調査

熊本県で当時建設型仮設住宅を担当した職員に聞き取り調査を行い、2019年4月に転用方法について全体の流れを把握した。

②市町村 聞き取り調査

木造仮設住宅を建設した11市町村に対して、2019年5月から12月にかけて、仮設住宅の建設や管理を担当する職員に聞き取り調査を実施した。予め用意した質問を元に対話を続け、加えてそれにまつわる情報を採集するという半構造化式のインタビューとした^{注3)}。本論では主に、「譲渡の時期とその経緯」「改修工事について（設計の内容、工期）」「入居者について（入居対象者の特徴、募集方法、引越しの有無）」の3つの質問項目から分析を行った。

③住民 聞き取り調査

仮設住宅でのコミュニティが転用住宅にどのように影響しているのかを調査するため、N村を対象として住民にヒアリング調査を行った^{注4)}。

2. 熊本県における木造仮設転用の概要

2-1. 本事例の特徴

仮設住宅を恒久化する流れを図1に示す。仮設住宅供与期間終了後に県から自治体に譲渡されるが、熊本の事例では仮設住宅の竣工日より3年が法律上の供与期間であるため^{注5)}、期間は住宅団地ごとに異なっている。譲渡後は市町村が各自で管理する「単独住宅^{注6)}」

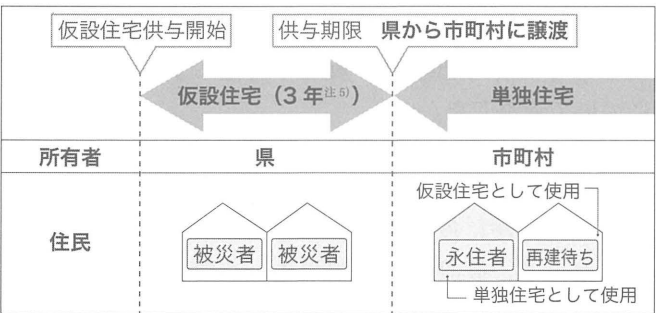


図1 改修工事スケジュール

として使用されている。

熊本地震では、表1の条件を満たす被災者に対しては仮設住宅への居住期間の延長が認められている。そのため市町村へ譲渡した後も、団地内の一部の住戸は仮設住宅として利用されている。本論では、仮設住宅として入居している被災者を「再建待ち」と呼ぶ。一方で自立再建が難しく、再建先として単独住宅を選じた被災者もあり、そこに入居している被災者を「永住者」と呼ぶ。熊本地震では「再建待ち」の退去が完了するまで、同じ団地内に「再建待ち」と「永住者」が混在した状態になっており（図1）、今回の事例の特徴とすることができる。

表1 再延長要件^{注7)}

熊本地震における仮設住宅入居期間の再延長の要件	
①職人不足による自宅再建の遅れ	
②MS町の土地区画整理や宅地復旧など公共事業の完了後の再建	
③災害公営住宅（復興住宅）の引き渡し待ち	

2-2. 入居者の特徴

図2は各自治体における単独住宅の居住者の特長を分類したものであるが^{注8)}、最も多かったのは「自立再建が困難」な被災者であった。単独住宅は災害公営住宅に比べ面積が小さく、家賃が低く設定されている。そのため災害公営住宅への入居が難しい被災者の利用が多くなっている。また、面積が小さいため「単身者」用として利用する自治体もあった。「ペット所有者」に関しては災害公営住宅でのペットの飼育を禁止しており、単独住宅を用いて受け入れを行っていた。



図2 単独住宅居住者の特徴（複数回答可）

2-3. 転用に伴う住民の引越し

市町村への聞き取り調査の結果、転用時に被災者の引越しが不要であるのは3市町で、5市町村では引越しが行われていることが分かった。引越しの要因としては、2町村は改修工事に伴うもので、3市町村は入居者募集に関するものであった。

U村とMS町は改修工事に伴う引越しを行っているが、二つの自治体に共通していることは、住戸間の壁を取り壊し二つの住戸を一つにするという大規模な改修を行っている点である。本稿ではこの改修を「二戸

一化工事」と呼ぶ。

入居者募集による引越しが生じた UT 市、N 村、MF 町は、軽量鉄骨造の仮設住宅（以下、プレハブ）と災害公営住宅の整備戸数が多いことがわかる（表 2）。プレハブから単独住宅への入居者と、木造仮設から災害公営住宅への退去者による団地間の引越しが生じるためである。

そこで、3、4 章では改修工事と入居者募集それぞれに起因する住民の引越し経緯に着目し、各々の特徴について比較分析する。

表 2 木造仮設、プレハブ、災害公営住宅の整備戸数

市町村	UT市	MF町	N村	U村	MS町	UK市	H町	Y町
木造戸数	26	161	50	9	41	176	39	6
プレハブ	117	264	262					
災害公営	25	100	57		10	181		
引越し	入居者募集時		改修工事中		なし			

3. 改修と住民の移動

3-1. 改修工事の概要

譲渡後の改修工事内容は、自治体のニーズによって

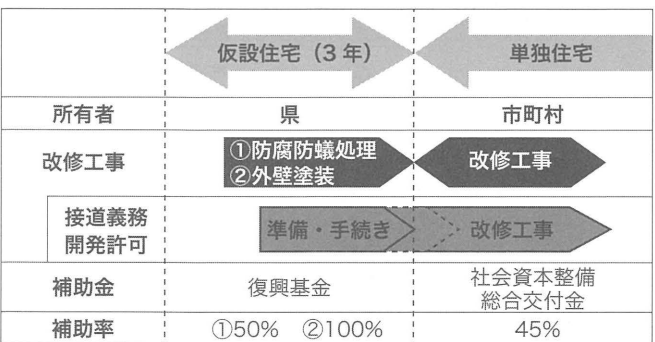


図 3 改修工事の手順

様々である。しかし防腐防蟻処理と外壁塗装は復興基金を使用し、どの自治体でも譲渡前に行われた。外壁塗装は、仮設住宅の着工日が 8 月 29 日以降で遅かった団地では建設当初に済まされており、必要のない団地も多かった。譲渡後の改修工事費は 45% は国からの補助、残り 55% は各市町村の負担することとなっている。（図 3）^{注9）}

図 4 は、転用を行った 18 団地の譲渡時期や改修工事過程を示したもので、譲渡の早かった自治体より上から順に並べている。災害公営住宅の建設数が少ない MS 町、UT 市、N 村や災害公営住宅を建設していない U 村では、譲渡時期が早い。反対に、災害公営住宅の建設数が多い MF 町、UK 市は譲渡の時期が遅い。Y 町は元の敷地が農地で用地買収の手続きに時間がかかり、譲渡が遅くなっている。^{注8）}

3-2. 二戸一化工事と引越し

譲渡後に改修設計が始まっているが、譲渡直後に設計や工事を始められるわけではない。U 村がすぐに改修工事に取りかかることができたのは、村内の仮設住宅居住者は自宅再建が早く、空き住戸が多くなったからである。反対に MS 町では、譲渡は早かったが住戸の空きが少なく、住民が住み続けたまま大規模な改修工事を行っているため、着手が遅くなっている。

改修工事が外構整備や建具の変更等の簡易的なものであれば、被災者が入居したまま工事を行うことができる。しかし大きな改修を行う場合、入居者は一時的に別の住戸に引越す必要がある。U 村では、入居者に一時的に単独住宅の空き住戸に引越してもらい、二戸一化工事を行った（図 5）。一方 MS 町は再建待ちが多く転用住宅に空きがなかったため、二戸一化工事に一年程度かかっている。

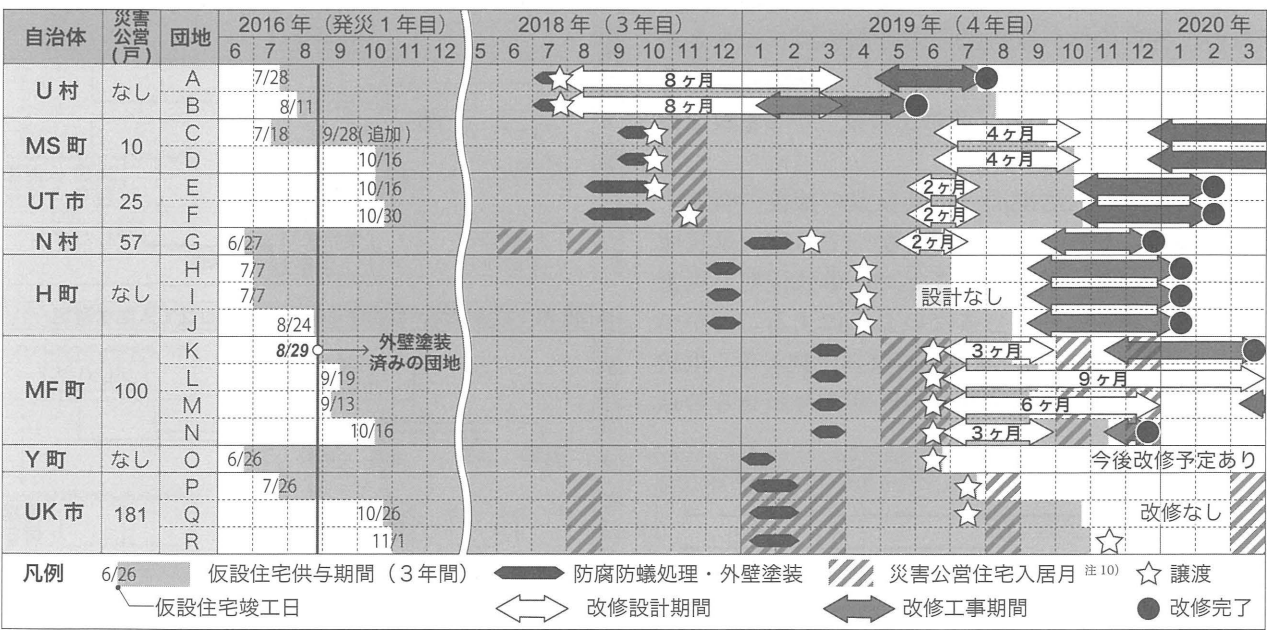


図 4 各木造仮設住宅団地の譲渡・改修工事過程

工事の規模が大きく、譲渡時期も遅くなれば、当然改修工事の完了は遅くなる。しかしY町とMS町の事例を比較すると、住民の自立再建の状況によって改修工事に着手できるかどうかが決まっており、全体の完成は譲渡の時期や工事の規模に拠らないといえることができる。

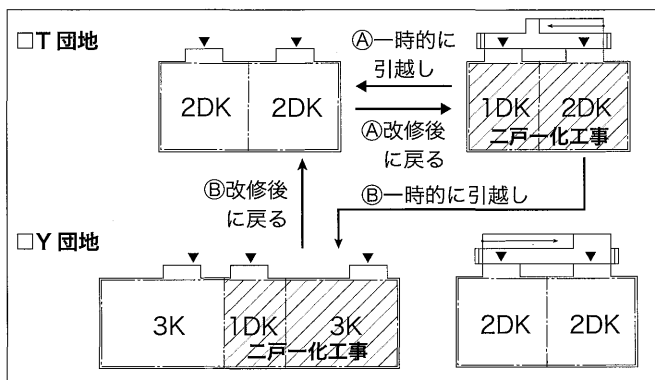


図5 U村改修工事中の引越し

4. 入居者募集と住民の移動

本章では、2-3節で述べたように、木造仮設、プレハブ、災害公営住宅の数が多いUT市、N村、MF町に着目する。^{注8)}

4-1. 家賃発生時期の調整

自治体の聞き取り調査で聞かれた意見として、仮設住宅では家賃が発生しないが単独住宅では家賃が発生するため、被災者にとって自然なタイミングとなるように譲渡時期を意識したという声があった。災害公営住宅を整備する市町村では、被災者を公平に扱うため家賃徴収の時期に関して災害公営住宅の入居者への配慮が必要であった。

家賃の金額と徴収を開始する時期は各自治体で決定できるが、各自治体の家賃徴収の時期を図6にまとめた。家賃徴収を開始するのは基本的に「譲渡完了」時であるが、N村、MF町は「改修工事後」から家賃を徴収することになっている。

災害公営住宅の入居期間と木造仮設の譲渡の時期を見ると(図3)、UT市は同時期になっており、家賃徴収のタイミングを一致させることで、単独住宅と災害公営住宅の入居者に差を生まないようにすることができている。MF町は災害公営住宅の整備戸数が多く供給が長期に渡ったため、家賃発生を合わせるの

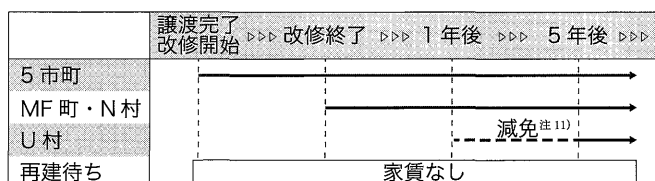


図6 自治体による家賃発生時期の違い

困難だったと推察できる。N村は、次節で詳しく取り上げるが、木造仮設住宅と災害公営住宅の入居を話し合いで決めており、考慮する必要がなかったと考えられる。

4-2. 入居者募集に伴う引越し

UT市では単独住宅の入居者の抽選を行う際、木造仮設に住んでいた被災者と、他所から単独住宅に引越してくる被災者を公平に扱うために、全ての入居者が単独住宅の抽選に参加した。そのため元々木造仮設に入居していた被災者であっても、同じ団地内で必ず引越しを行わなければならなかった。また、災害公営住宅の抽選に外れた人の受け皿として、単独住宅と既存の公営住宅を使用した。

N村は、仮設住宅の入居者が3割程度になったタイミングで仮設住宅団地の集約を行った。N村は同じ敷地内に木造仮設とプレハブを建設しており、永住者は単独住宅へ、再建待ち者はプレハブへ引越しを行った。また、災害公営住宅も単独住宅も入居の抽選を行っておらず、村と被災者間での協議により決定している。木造仮設に入居していた被災者は、間取り変更の希望がない限り引越しは行っていない。

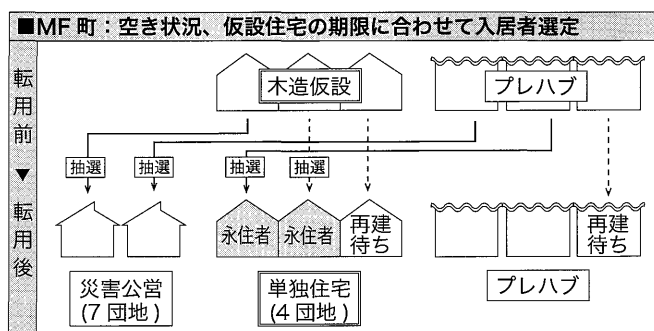
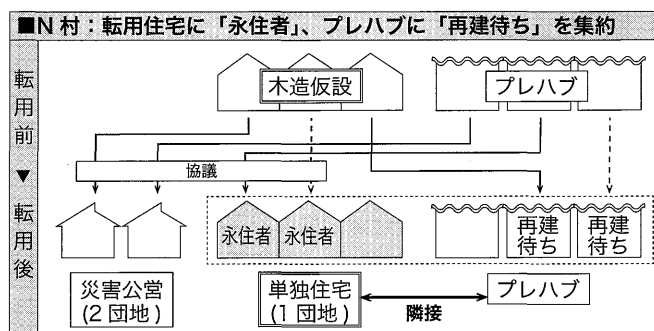
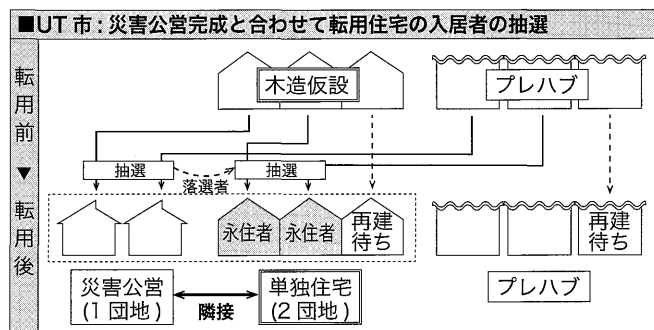


図7 譲渡前後の入居者の動き

MF 町は、災害公営住宅 7 団地、単独住宅 4 団地と数が多く、それぞれの団地に対して順次入居の抽選を行った。単独住宅の入居者募集では、元々木造仮設に入居していた団地に当選した場合は住戸の移動は無しとした。他所からの入居者に関しては、単独住宅の空き状況と希望の間取りを調整して、仮設住宅の期限が切れる被災者から順に入居させた。

UT 市では既存の公営住宅や災害公営住宅と木造仮設が隣接しており、N 村はプレハブと木造の仮設住宅同士が隣接していることによって、上記のような事例が起きたと言うことができる。次章では、UT 市と N 村の立地状況とコミュニティ形成の工夫に着目した。

5. 立地とコミュニティに配慮した配置計画

5-1. UT 市：既存公営住宅、災害公営住宅と一体的に整備

UT 市では既存の公営住宅団地の付近に木造仮設、災害公営住宅を建設し、単独住宅に切り替わった後も周辺と一体的に管理しやすい配置としている（図 8）。木造仮設と同時に建てられた集会施設^{注 12)}は、転用後に既

存の公営住宅も含めて利用する予定になっており、仮設団地内のコミュニティのみでなく、周辺のコミュニティにも配慮した効率の良い計画である。

5-2. N 村：プレハブ、木造仮設を隣接して建設

N 村は、村内の仮設住宅を全て一つの敷地内に建設した大規模団地であり、木造仮設 31 団地の中で唯一、木造仮設（A 棟）とプレハブ（B～E 棟）が同じ団地の中に混在している（図 9）。

N 村では仮設団地の入居者が 3 割程度になったタイミングで団地の集約を行った。木造仮設（A 棟）に永住者を、プレハブ（B 棟）に再建待ちを集約し、残りのプレハブ（C～E 棟）を解体する計画とした。A 棟では 50 戸中 37 戸を活用し、35 世帯が入居し、2 戸は物置として借りられている。また 9 戸の 1DK の住戸は将来二戸一化工事を行う予定にしており、村が意図的に空けている。

5-3. 木造仮設におけるコミュニティの維持

木造仮設を恒久的に利用することで、仮設住宅の時のコミュニティを維持することが可能になり、移転先



図 8 UT 市団地配置図

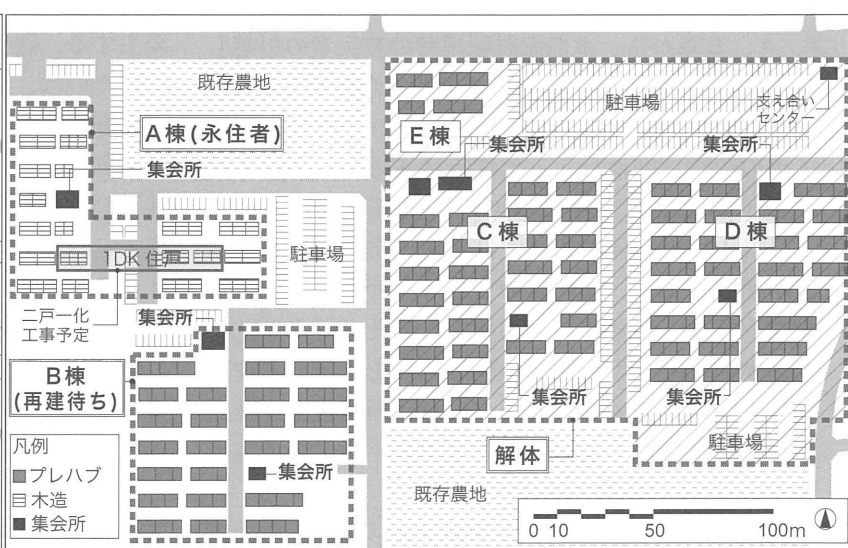


図 9 N 村団地配置図

表 3 N 村入居者ヒアリング（10/35 世帯）

	ヒアリング対象	同居者	単独住宅選択の理由	人間関係の不安	間取りの変更
A 棟→A 棟	男性（40代）	女性（40代）、犬	住み慣れてる、職場が近い 近所付き合いが楽しい	あり	移動なし
	女性（70代）	なし	近所付き合いが楽しい	あり	1DK→2DK
	女性（90代）	男性（80代）	近所付き合いが楽しい	あり	移動なし
	女性（80代）	男性（80代）	新居の後継ぎがない	なし	1DK→2DK
B 棟→A 棟	男性（70代）	なし	役場に勧められたから	なし	1DK→2DK
	男性（70代）	なし	経済的な理由	なし	1DK→2DK
C 棟→A 棟	男性（60代）	女性（80代）	立地が良い	なし	2DK→3K
	女性（70代）	男性（50代）、犬	再建先がない （いずれは再建希望）	なし	1DK→3K
D 棟→A 棟	女性（80代）	なし	再建できないから	あり	2DK→2DK
	男性（70代）	なし	役場に勧められたから	あり	1DK→2DK

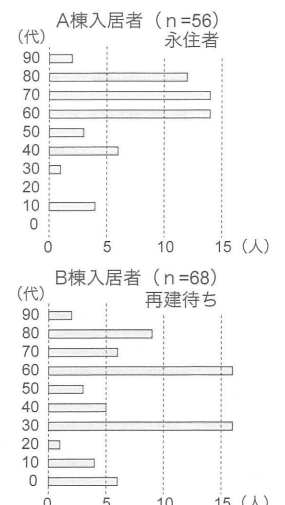


図 10 N 村団地入居者の年代^{注 13)}

で再びコミュニティを作る負担を解消できると考えられる。N村は地域住民の繋がりが強く、仮設住宅の時からしっかりとコミュニティがあった。仮設住宅でのコミュニティが単独住宅への永住を選択した要因になっているか把握するため、N村の永住者にヒアリング調査を行った（表3）。

A棟入居者の年代（図10）を見ると再建待ちのB棟の入居者に比べ60代以上の割合が高く、高齢者の自立再建が難しいことが分かる。単独住宅への永住を選択した理由として「役場に勧められたから」や「経済的な理由」といった金銭的な理由が見られるが、元A棟の入居者からは、仮設住宅の時の「近所付き合いが楽しいから」という回答が得られた。A棟は仮設住宅の期間に集会所の開放を積極的に行っており、近所付き合いを深めていた。しかし他の棟からの入居者との人間関係に関しては不安を感じるという回答が得られた。またA棟の自治会長によると、団地内に高齢者が多くなるため見守りの点で不安があるとのことだった。

6. 小結

3、4、5章から、木造仮設転用時の被災者の引越しの経緯に着目して、単独住宅の特徴を下記にまとめる。

- (1) 木造仮設が県から自治体へ譲渡される時期や改修工事の内容は団地によって様々であるが、改修工事が完了するには譲渡の早さや工事規模だけではなく、自治体内全体を通じた被災者の自立再建スピードが要因となる。居住者の引越しを伴うような大規模な改修は、空き住戸が必要となるためである。また、単独住宅の家賃徴収の開始時期を災害公営住宅の竣工時期を考慮して決めており、単独住宅に住む被災者だけでなく他の被災者との公平性を考える必要があった。
- (2) UT市は、災害公営住宅と単独住宅の立地条件が同じであり、災害公営住宅の抽選に落選した人が単独住宅に入っている場合もあった。また、公平性を保つため単独住宅の永住者全員が引越しをしていた。反対に、N村では話し合いで入居先を決めているため、木造仮設と災害公営の棲み分けを明確にできている。UT市の災害公営住宅は木造長屋で、床面積

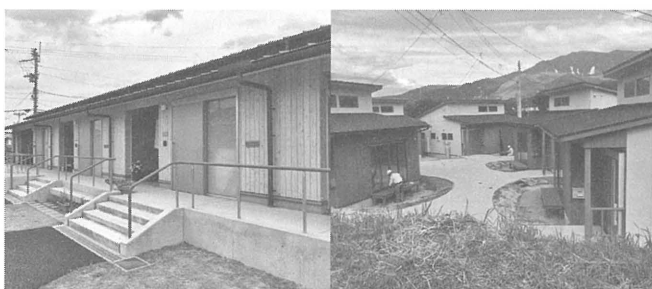


写真1 UT市災害公営住宅^{注14)}

写真2 N村災害公営住宅^{注14)}

は違うものの木造仮設と同じ形式であるのに対し、N村の災害公営住宅は戸建て形式で、木造仮設住宅との差異が付けやすかったことも一因として考えられる。（写真1, 2）

- (3) N村では、住民が単独住宅を選択した理由として「近所付き合いが楽しかったから」という回答があったように、木造仮設の転用がコミュニティ維持に寄与する可能性を示した。ただし、N村に限らずほとんどの団地で他所からの入居者がいるため、新たな人間関係の構築も必要である。また、UT市のように団地内の集会所を含め廻りの公営住宅に馴染むような配置計画とすることで、被災者のコミュニティ形成に配慮することができていた。

7. 改修工事について

6章では、各自治体で行なっている改修工事を集計、分類した上で、各種の工事事例を取り上げる。

7-1. 法規適合のための改修工事

仮設住宅供与期間中は建築確認は不要であるが、恒久的な住宅に転用するにあたり法規に適合する義務が発生する。建築基準法、都市計画法上で特に問題となっていたのは、既出の図3にも示している接道義務^{注15)}と開発許可^{注16)}である。

前報で指摘したが、そもそも熊本の事例では、可住地人口密度の低い自治体に木造仮設が建てられていること、大規模な団地ではプレハブが採用されていることから、接道義務や開発許可にかかるものは少なかったと考えられる。

図11は各自治体を木造仮設住宅の住戸数と総人口により分類したものである。人口の多い自治体は都市計画区域を定めており、当該区域内では接道義務が発生する。さらに木造仮設住宅団地の規模が大きいと、開発許可の申請が必要となる敷地面積の規模を超過する。実際に、開発許可の対象となった団地は11市町村中3

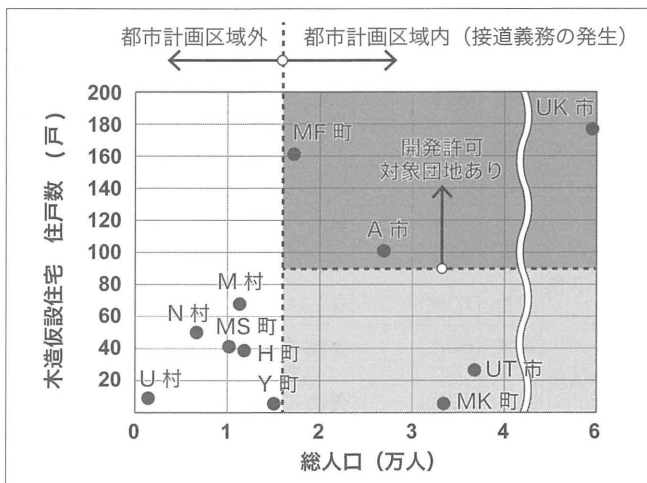


図11 各自治体の都市計画区域と木造仮設住宅^{注17)}

市町村であった。しかし、開発許可がかかる団地では、前報でも指摘したように「開発許可や農振地域の許可が必要で難易度が高い」といった理由で単独住宅へ転用しない団地もあり、本調査で法規適合のための改修工事を行うとわかったものは3団地であった。その中でも特徴のある2事例を次節で取り上げる。

7-1-a. M 団地（図 12）

敷地面積を 5,000㎡未満に抑えるため、55 戸中、南側の 28 戸を残すことにしている。5,000㎡以上となると、開発許可の要件として調整池が必要となるためである。敷地の一部が土砂警戒区域に指定されており、元は駐車場が設けられていたが、フェンスで区切り敷地面積には含めないことにしている。仮設時には各棟が接道していなかったため、西側の通路については町

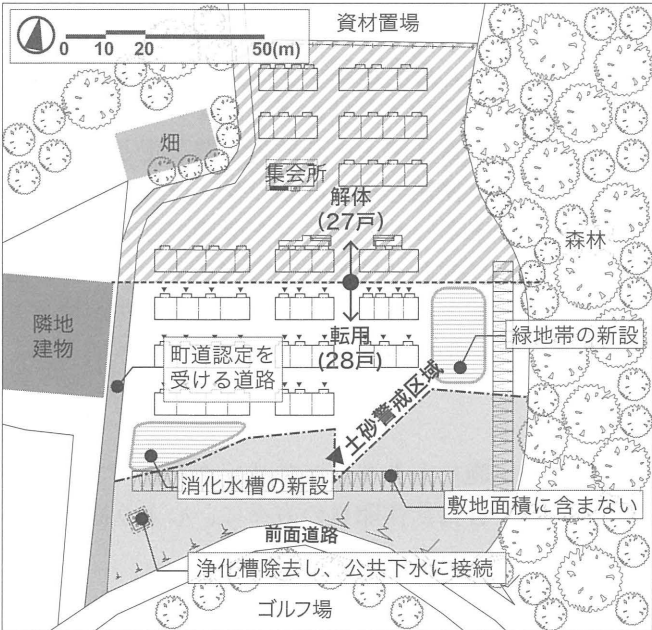


図 12 M 団地 改修工事

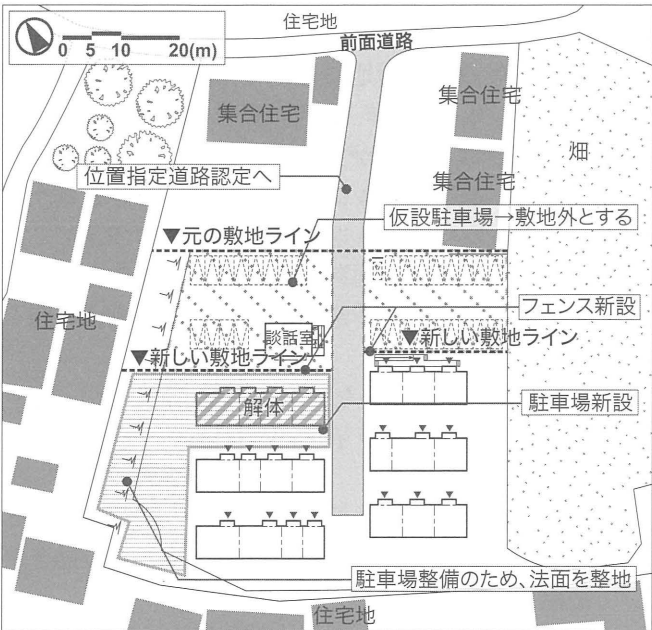


図 13 T 団地 改修工事

道認定を取得する。また、開発許可の要件である防火水槽と緑地が新しく設置されている。

7-1-b. T 団地（図 13）

仮設時は各棟が接道していなかったため、前面道路に繋がる通路を位置指定道路に認定する。開発許可にかからないよう敷地面積を 3,000㎡未満にするため、仮設住宅時の駐車場を敷地外としている^{注18)}。元の駐車場が敷地外となったので、一棟解体した箇所と法面を整地することで、駐車場を新設する予定である。

7-2. 居住性向上のための改修工事

表 3 では、各自治体のヒアリング調査により改修内容を集計、分類した。1) から 10) は居住性向上のための改修で、各内容について下記より説明する。

表 3 改修工事の内容

工事内容		市町村数
外部	1) 砂利敷部の舗装	4
	2) 排水工事	3
	3) フェンス新設	3
	4) 浄化槽の埋設	4
	5) 洗濯機置場の改装	4
	6) 物置の設置	1
内部	7) アコーディオンカーテンを建具に変更	4
	8) フローリング塗装	1
	9) 玄関扉の拡張	1
その他	10) 二戸一化工事	2
	11) 開発許可の関係工事	1
改修しない		2

7-2-a. 1) 砂利敷部の舗装 2) 排水工事

仮設住宅では駐車場は砂利敷きの仕様となっているが、アスファルト舗装に変更する自治体が多かった。排水工事を行う自治体も多いが、敷地の水はけが悪いという声が多く聞かれ、舗装と合わせて敷地の排水計画もやり直している。また、筆者が仮設住宅を訪れた際に、高齢者が砂利敷きでつまづく姿が度々見られ、そのような危険も解消できる。

7-2-b. 4) 浄化槽の埋設工事

元は仮設物という想定なので浄化槽が地上部に置いてあるが、恒久化にあたり浄化槽の埋設するため 1,000 万円程度かかるとのことである^{注19)}。着工日が遅かった 2 市町村 3 団地のみ、恒久化を見据え最初から浄化槽が埋設されていた。

7-2-c. 5) 洗濯機置場の改装

プレハブの仮設住宅は屋内に洗濯機置場があるが、木造仮設では玄関横の屋外にある（図 14）。側壁を設けたり、玄関を拡張して洗濯機置場を内部化する改装事例が見られた。

7-2-d. 10) 二戸一化工事

3 章でも二戸一化工事について取り上げたが、仮設住宅では 1 DK が特に狭く、恒久的な住宅としては使い

づらいことから、二戸を合わせて一戸にし面積を広げたのがU村とMS町であった。図15の二戸一化の事例では、住戸間の界壁が構造壁で、改修の自由度がなかったという意見が聞かれた。

二戸一化工事を検討したが実現しなかった自治体もあった。3Kと1DKが隣り合っている棟では、二戸一化を行うと住戸の面積が広くなりすぎ家賃が上がるため、被災者にとって住みづらくなるので行わなかった、という意見が聞かれた。

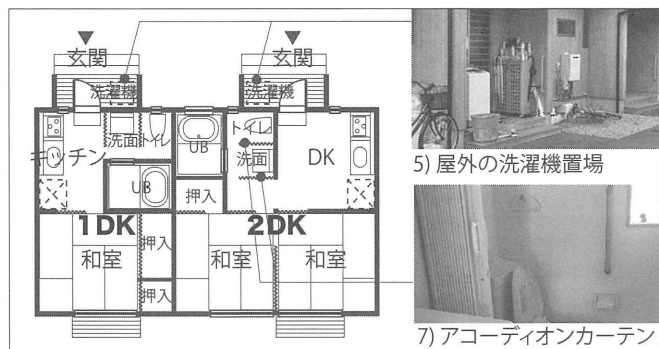


図14 改修前の木造仮設住宅の事例^{注20)}

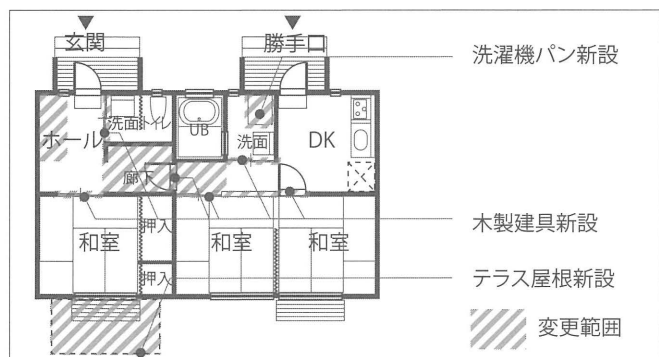


図15 二戸一化を行った事例

8. 小結

7章から、改修工事について下記にまとめる。

- (1) 1節からは、熊本の事例では接道義務や開発許可の必要な団地が少なかったが、計画時より転用後の法規適合を見据えることで、より効率の良い配置計画を考えることが重要である。
- (2) 2節からは、排水や浄化槽の埋設など恒久化を見据えた設備計画、二戸一化しやすいレイアウトの見直しなどが、事前に検討できる事項として挙げられる。図9のようにN村では1DKが固めて配置されているが、他の市町村では単身者の孤立化を防ぐため分散して配置されている。N村の木造仮設は県内で最も早く竣工しており、以降は設計が変更されたためである。被災者の孤立化対策を踏まえた上で、1DKをまとめて配置することができれば面積を広げすぎない二戸一化工事を考えることができる。

9. まとめ

本稿では、木造仮設転用後の住民の引越し経緯や改修工事内容から、被災者の自立に対して木造仮設の転用が果たした役割について考察した。

3、4章では、住民の引越し経緯から自治体の木造仮設住宅に対する位置付けを分析した。UT市やN村の事例のように、自治体によって災害公営住宅と木造仮設住宅の棲み分けに違いが見られた。

6章では、転用のための改修工事に着目したが、仮設住宅計画時から検討できれば、改修の負担を軽減できる事項が多く見られた。仮設住宅は迅速な供給が目的の一つであり、団地ごとに十分な設計時間を確保するのは難しいが、その後の転用についても発災前から準備することで合理的な災害対策ができ、将来改修しやすいように意識し少しでも工夫できることは複数ある。

本来であれば、自立再建できない被災者は誰もが災害公営住宅に入居できなければならないが、災害公営住宅も一般の公営住宅と同基準の家賃設定となっていることから、単独住宅が困窮者の受け皿となっていることが明らかとなった。この点を改善できれば、転用後の木造仮設に対し、増改築等のバリエーションを増やすことも可能となり、より柔軟な活用方法が検討できるため、被災者の支援の幅を広げることができる。

謝辞

本研究の実施にあたり、ヒアリング調査にご協力いただいた県や各自治体職員の方々に、心より感謝申し上げます。

注釈

- 注1) 地盤が良好でないことや余震が続くことから、県は基礎を鉄筋コンクリート造とする決断をした。
- 注2) 全ての仮設住宅団地において、仮設住宅供与期間が終了した2019年12月時点での数値である。
- 注3) 直接聞き取り調査が実施できなかった市町村については、電子メールにて質問を送り回答を貰うというやり取りを繰り返した。また、2019年12月には、市町村間の回答内容のばらつきを抑えるために、電子メールや電話にて補足的に再度質問を行った。
- 注4) N村を調査対象とした理由は下記の通りである。
 - ・筆者らのボランティア活動により、詳しく調査できる機会を得た。
 - ・村の仮設住宅312戸すべてが一つの敷地にまとめて配置されており、仮設住宅全体の人の動きが把握しやすい。
 - ・災害公営住宅や単独住宅の入居を、抽選ではな

く話し合いにより決めており、自治体や村民の意向が明確で把握しやすいと考えられた。

?c=92619697908483575) 2019.12

5) 総務省統計局：統計で見る市町村のすがた 2019

(受理：令和 2 年10月26日)

注 5) 建築基準法 85 条により仮設住宅の供与期間は 2 年と定められているが、県が国に延長を申請し 3 年に延長された。

注 6) 市町村が国の補助を受けることなく、単独で住民に賃貸する住宅のことを「単独住宅」という。

注 7) 参考文献 4) による。

注 8) 市町村へのヒアリング調査による。

注 9) 県へのヒアリング調査による。

注 10) 各災害公営住宅団地の入居開始月を示している。

注 11) U 村では改修後、1 年間は家賃を 10 割免除とし、その後は 2 年目は 6 割、3 年目は 4 割、4 年目は 2 割免除にする予定にしている。

注 12) 熊本地震では、20 戸以上が集まる仮設住宅団地には災害救助法による集会施設が建設されたが、20 戸未満の団地を対象として「日本財団わがまち基金」を活用し「プッシュ型」と呼称する集会施設が整備された。

注 13) N 村社会福祉協議会の地域支え合いセンターへのヒアリング調査による。

注 14) 筆者撮影。

注 15) 建築基準法第 43 条の規定を指す。

注 16) 都市計画法第 29 条第一項及び第二項の規定を指す。

注 17) 参考文献 5) による。

注 18) 非線引き区域の都市計画区域に該当し、敷地面積 3,000㎡以上が開発許可の対象となる。

注 19) 筆者が 2017 年 9 月に行った熊本県ヒアリング調査による。

注 20) 図中の写真は筆者撮影。

参考文献

- 1) 洲上貴代、河村悠希、末廣香織：平成 28 年熊本地震における木造仮設住宅の転用に関する研究（その 1）木造又はプレハブの選択経緯と転用の条件について，日本建築学会計画系論文集，第 86 巻，第 779 号，2021.1 掲載予定
- 2) 島田明夫：東日本大震災と熊本地震における仮設住宅から恒久住宅への移転の課題，都市住宅学 98 号，pp.44-51，2017
- 3) 内閣府政策統括官（防災担当）被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ：被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理（案）平成 26 年 8 月，p.3，2014.8
- 4) 熊本日日新聞より
(<https://this.kiji.is/551938274429977697>)